

【第9期】

＜令和6年度～令和8年度

（2024年度～2026年度）＞

地域密着型サービス事業者募集要項

（認知症対応型通所介護）

（認知症対応型共同生活介護）

令和6年9月

宇治市

健康長寿部 介護保険課

1 公募の趣旨

本市では、高齢者が最期まで住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（計画期間：令和6年度から令和8年度）において、地域密着型サービスの基盤整備に取り組むことを決定しました。本公募は、質の高いサービスを市民に提供するため、地域密着型サービスの提供を行う事業者を募集し、選考を行うものです。

2 募集する事業種別・整備年度・日常生活圏域

日常生活圏域	令和6	令和7	令和8	備考
東宇治北	認知症 デ イ (12)	グルー プホー ム(45)		認知症デイは東宇治南圏域、グループホームは左記の太枠3圏域を整備優先日常生活圏域とし、宇治市全域での応募を可能とします。 グループホームは5ユニット45人を目途に整備を進めます。
東宇治南				
南部・三室戸				
中宇治				
榎島				
北宇治				
西宇治				
南宇治				

◇（ ）内は（登録）定員。

◇表中の表記（事業種別）

認知症デイ……認知症対応型通所介護

グループホーム……認知症対応型共同生活介護

- ※1 既存の建物等を活用し、改修等による整備計画でも応募可能。
- ※2 事業種別については、併設整備・単独整備・サテライト型事業所整備のいずれの応募も可能。
- ※3 認知症対応型共同生活介護の定員については、1ユニットを9人以内とし、1～3ユニットのいずれの応募も可能。
- ※4 同一法人が、同じ圏域において同じサービスに複数申請することは出来ない。
- ※5 上記事業は、既設の介護サービス事業所等に併設して整備可能。
- ※6 日常生活圏域については、9ページを参照のこと。

3 応募要件

- (1) 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等を有する法人であること。(法人種別は問いません。)
- (2) 宇治市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でない者。なお、事業者の決定等により暴力団の活動に利すると認められた場合は、同条例第6条に基づき、当該決定を取り消す。
- (3) 整備用地の権原を、所有権またはそれに代わる賃貸借契約等の方法により確保すること。ただし、整備用地には整備・運営を行ううえで支障となる恐れのある地役権等の権利設定がされていないこと。
- (4) 高齢者福祉に高い見識と熱意を有するとともに、利用者ニーズに合致した運営理念・方針を持っていること。
- (5) 本市の福祉施策を理解するとともに、高齢者の状況や意向を尊重し、地域福祉の推進と地域交流に積極的に取り組むこと。
- (6) 地域密着型サービスの趣旨を理解し、事業所の特色を活かした利用者と地域の交流や地域での介護予防活動に積極的に取り組むこと。
- (7) 介護保険法第78条の2第4項の各号に該当しないこと。
- (8) 次のいずれかの要件をみたすこと。
 - ア) 京都府内において、介護保険法に規定する介護保険事業の指定を受け、応募書類の提出時においてサービス提供の実績があること。ただし、(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売に係る事業は除く。
 - イ) 介護保険法に規定する応募する事業と同一の介護保険事業の指定を受け、応募書類の提出時において5年以上のサービス提供の実績があること。
- (9) サテライト型事業所の整備で応募する場合は、基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号老振発第0331004号老老発第0331017号)」第3の五の2の(1)の①の基準を満たすこと。

4 事業所整備の要件

- (1) 介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守した事業計画であること。
- (2) 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、その他関係法令の趣旨を十分に理解し、本募集要項に定める条件を遵守した事業計画とすること。

- (3) 応募する事業に係る介護人員の確保について事業計画どおりに開設・運営ができるように、十分な募集計画・手法をとること。
- (4) 事業計画は、各関係部署と事前に相談及び確認をしていること。
- (5) 補助金を活用する場合は、趣旨を理解し、補助基準に適合した計画を作成すること。
- (6) 防火・防災に係る設備設置については、消防署と協議のうえ、その指導・指示に従うこと。なお、スプリンクラーについては、利用者の安全確保のため、設置すること。
- (7) 整備用地は、災害（水害、崖地、土砂など）に対する安全性が確保されていること。
- (8) 周辺の景観に調和した外観になるよう配慮すること。
- (9) 事業所の整備にあつては、周辺住民に配慮した整備計画とし、周辺住民へ十分な説明を行い、要望に対しては誠実に対応すること。
- (10) 本市または関係機関から指示があつた場合には、適切な処理を迅速に行うこと。
- (11) 開設にあつては、本市と十分に協議したうえで進めること。また、計画内容に変更等がある場合は、事前協議を行い、整備に遅れが生じないように努めること。

5 事業所運営の要件

- (1) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者としての指定基準を満たし、開設日までに本市から事業指定を受けること。
- (2) 運営に関しては、介護報酬及び利用者の自己負担により自主運営すること。
- (3) 利用者が豊かな生活を送れるようサポートすると共に、その安全面には十分配慮すること。
- (4) 長期的に、安定した質の高いサービスを提供すること。
- (5) 明るく清潔で、利用者及び周辺地域住民にとって親しみやすい、開かれた事業所になるように努めること。
- (6) 家賃、共益費、食費、光熱水費、おむつ代、宿泊に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められる費用については、できる限り利用者の負担を軽減できるような料金を設定すること。併せて、応募時に提出する『利用料設定』に関する書類の内容に基づいて運営を行うこと。
- (7) 介護保険法、その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 応募する事業に係る介護人員の確保について、事業計画どおりに開設・運営ができるように、十分な募集計画・手法をとること。

6 補助金

(1) 国及び京都府の補助制度を活用し、本市が内示を受けた金額の範囲内において補助金の交付を予定しています。補助金の交付を希望する場合、資金計画及び利用料設定は、補助金を見込んで作成してください。ただし、国・府の補助対象として採択されない場合もあります。

- ※1 基準額については補助金額の上限であり、交付する金額については、対象施設ごとに基準額の合計と対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額となります。
- ※2 補助金の申請については、対象事業の着手前に行ってください。補助金の交付については、対象事業の完了後に実地調査等の審査を行い、補助対象額が確定した後に交付します。
- ※3 補助金の交付がない場合でも継続して安定した運営ができるよう、十分に余裕をもった資金計画を立ててください。
- ※4 補助金を活用される場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、財産処分の制限がかかりますので、十分にご留意ください。
- ※5 補助金については、本市の予算が成立した後に確定するものであり、募集時において補助制度や金額が確定したものではありません。
- ※6 「宇治市補助金等交付規則」等を熟読し、内容について十分に確認をしてください。
- ※7 建物整備の補助制度を活用する場合は、工事業者の決定を入札により行ってまいります。また、開設準備に係る経費の補助制度を活用する場合には、複数の見積りが必要です。

(2) 補助金の概要 ※参考（一例）

◇施設別補助金概要（令和6年度京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金）

補助対象事業	対象施設	基準額	補助率
地域密着型サービス等整備等助成事業	① 認知症対応型通所介護事業所	① 1施設当たり 13,000 千円	10/10
	② 認知症対応型共同生活介護事業所	② 1施設当たり 36,600 千円	
施設開設準備経費等支援事業		② 定員 1人当たり 914 千円	

※補助金の概要等については、「京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱」を参照してください。

7 公募から内定までの日程

以下の2回に期間を分けて、応募の受付・書類審査・選考を行います。

- ・ 募集要項の配布 令和6年 9月 9日(月)～12月27日(金)
- ・ 質問の受付[第1回]令和6年 9月 9日(月)～ 9月17日(火)
[第2回]令和6年12月 2日(月)～12月13日(金)
- ・ 質問の回答[第1回]令和6年 9月下旬～10月上旬(予定)
[第2回]令和6年12月下旬(予定)

[第1回]

- ・ 応募の受付期間 令和6年 9月9日(月)～10月11日(金)
- ・ 書類審査・選考 令和6年10月中旬～下旬(予定)
- ・ 内定通知 令和6年11月上旬(予定)

[第2回]

- ・ 応募の受付期間 令和6年12月2日(月)～令和7年1月6日(月)
- ・ 書類審査・選考 令和7年 1月中旬～下旬(予定)
- ・ 内定通知 令和7年 2月上旬(予定)

※ 第1回の応募において、募集している事業全ての事業者が内定した場合は、その時点で募集を終了し第2回の応募受付はありません。
(ホームページ内で案内します。)

8 応募書類の提出

(1) 提出先

宇治市 健康長寿部 介護保険課 給付係 (宇治市宇治琵琶33番地)
電話：(0774) 22-3141 (内線2842)

(2) 提出書類

別綴じの提出様式例を参照

なお、各様式の枠内に収まらないときは、次ページ以降に引き続き記入してください。

※ 様式については、本市ホームページからダウンロードできますので、適宜ダウンロードのうえ、作成してください。

※ 職員配置計画の別紙様式については、既存事業所等で使用している勤務表様式がある場合は、そちらを提出していただいて結構です。

(3) 受付期間

[第1回]令和6年 9月9日(月)～10月11日(金)

[第2回]令和6年12月2日(月)～令和7年1月6日(月)

ともに午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで(土日祝日は除く。)

(4) 提出部数等

- ① 提出部数は正本1部、副本8部です。
- ② 正本・副本ともに、A4版縦型に綴ってください。
- ③ 函面以外の書類については、特に指定のない場合は、A4版の用紙を使用してください。
- ④ 書類ごとにインデックスを貼付してください。
- ⑤ 正本に添付する書類は、原則全て原本を添付してください。ただし、原本を添付することが出来ない書類(土地賃貸借契約書や資格証明書等)については、写しに代えることが出来ます。その場合は、例のような原本証明をしてください。

例

上記は、原本と相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇月〇〇日
〇〇法人〇〇〇〇〇 代表者 〇〇 〇〇 印

(5) 提出書類についての留意事項

- ・提出時に不足書類の有無等について確認いたしますので、必ず事業所の開設、又は運営等の担当者が持参してください。(郵送での提出は、受付いたしません。)

・提出に際しては、電話予約のうえ来庁ください。

なお、応募書類等に不足が認められるときは、受付できないことがあります。

- ・施設基準や運営基準、人員基準等については、各種法令を確認したうえで整備計画を立ててください。
- ・受付時には、書類の内容審査は行いません。提出された書類での審査となりますので、十分精査のうえ提出してください。
- ・応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は認められません。本市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

9 提出書類の作成に関する質疑応答について

(1) 本市への質問は、別記様式に記入のうえ期限内（「7 公募から内定までの日程」参照）にFAXまたはE-mailで下記へ送信してください。電話・窓口での問い合わせには一切応じられません。

なお、公平を期すため、質問の内容によっては回答できない場合があります。また、内容が不明確な質問又は本要項に記載している内容と同じ質問には回答いたしませんので、あしからずご了承ください。

(2) 送信先

宇治市 健康長寿部 介護保険課 給付係

FAX (0774) 21-0406

E-mail kaigohokenka@city.uji.kyoto.jp

※質問の回答は、本市ホームページに掲載します。

10 審査・内定及び結果発表

(1) 審査・内定

宇治市地域密着型サービス等事業者審査委員会において、本市の審査基準に基づく審査及び選考を行います。

審査・選考の過程で、応募事業者に対して必要に応じて追加の資料請求又は現在運営されている事業所等の現地調査・ヒアリングを行う場合があります。

審査内容を踏まえて地域密着型サービス事業所を開設する指定候補事業者として内定しますが、審査基準を満たさない場合は不採択とします。

(2) 結果発表

申込者全員に直接通知します。

(3) その他

- ・事業所整備方針、運営方針等当該事業全般について、内定後においても本市の指導に応じていただきます。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・審査及び内定結果に対する異議には応じられません。
- ・事業所内に地域交流が図れ、介護予防活動を実施できるスペース等を整備する場合は高く評価します。
- ・既存の建物等を活用し、改修等により整備することで、家賃・共益費等を低く設定する等、利用者の負担を軽減した整備計画を推奨します。

- ・ 人員配置・居室等、面積が基準以上に設定されている整備計画は高く評価します。
- ・ 本体事業所での応募事業者とサテライト型事業所での応募事業者が、評価の結果、同順位となった場合は、本体事業所での応募事業者を優先します。

1 1 その他の注意事項

- (1) 応募等に要する費用は、全て申込者の負担となります。
- (2) 指定候補事業者として内定された場合でも、地域密着型サービス事業者として指定が確定されたものではありません。関係法令に照らし合わせて指定基準等を満たしていないことが確認されれば、指定することができないことにご留意願います。
- (3) 申込書提出以降で、選考までにやむを得ない事由で辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、辞退届（任意様式）を提出してください。

なお、指定候補事業者として内定した後の辞退は、本市の介護保険事業計画全体に大きな支障をきたすこととなりますので、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

- (4) 禁止事項と欠格事項

次の各号に該当する場合は、審査会の審査前・審査後を問わず、原則として無効または審査対象外とします。

- ① 書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 「3 応募要件」、「4 事業所整備の要件」に掲げる項目を満たしていないと認められるとき。
- ⑤ 提出書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められるとき。
- ⑥ 建設場所、施設種別の変更があるとき。
- ⑦ 応募に関する本市からの問い合わせに誠実に回答しなかったとき。
- ⑧ 法人の事業運営に関し、法令違反が明らかになったとき。
- ⑨ 内定後に、本市と協議を経ないで事業計画を変更したとき。
- ⑩ その他、市民の不信を招くような行為をした、又は市長が不相当と認めるとき。

宇治市日常生活圏域図



番号	日常生活圏域	小学校区
①	東宇治北圏域	笠取・笠取第二・木幡・御蔵山
②	東宇治南圏域	宇治・岡屋
③	南部・三室戸圏域	三室戸・南部
④	中宇治圏域	菟道・菟道第二・大開
⑤	北宇治圏域	神明・小倉
⑥	槇島圏域	槇島・北槇島
⑦	西宇治圏域	伊勢田・西小倉・北小倉・南小倉
⑧	南宇治圏域	大久保・西大久保・平盛



宇治市宣伝大使「ちはや姫」